

行方市観光協会では「なめがた秋祭り」を開催します。
市の特産物を利用した自慢の料理や逸品、来場者を楽しませてもらえる魅力ある出店(展)者を募集します。

行方市市制施行20周年記念

なめがた秋祭り 出店(展)募集

募集要項

- ① 日 時 令和7年11月8日(土)・9日(日) 9:00～16:00
- ② 会 場 霞ヶ浦ふれあいランド
- ③ 主 催 行方市・行方市観光協会 ④ 事務局 行方市観光協会(行方市経済部商工観光課内)
- ⑤ 出店(展)条件
①主催者、保健所、消防署、警察署の指示に従い、必要な手続き等を行うこと。
②主催者が適当と認めたもの。③露天商等の専門業者でないこと。④市内・市外事業者及び公益的な市民団体公共団体等。
- ⑥ 出店(展)区画
テント1張 1.5間×2間(2.7m×3.6m)横幕付、長机2台 45cm×180cm クロス付・イス2脚含む
※出店(展)区画の上限は、原則として1区画(1テント)とします。※出店(展)については、原則2日間とします。
- ⑦ 出店(展)に係る費用 ※原則2日(個人出店者含む)
◎出店料 1区画
○物販販売 観光協会会員10,000円 市内事業者(会員外)12,000円 市外事業者(会員外)14,000円
○展示PR事業者5,000円
※公的機関等の特別出店(展)については出店料を免除とさせていただきます
◎電源使用料 1口(1500Wまで) 3,000円
◎追加料金・長机(45cm×180cm)1台 1,000円・イス1脚 500円
※そのほかのもの(プロパンガスなど)は各自ご準備下さい。但し、発電機の手持はできません。
- ⑧ 申込みについて
令和7年8月18日(月)までに申込用紙に必要事項を記載のうえ、行方市観光協会へ申し込み下さい。
- ⑨ 決定について
①出店希望者多数の場合は、主催者で決定します。
※応募者多数の場合には行方市観光協会会員、市内の方を優先させていただきます。
※2日間出店(展)できる方、趣旨・目的に合致している者を優先的に選出いたします。
②エリア内の出店位置は、主催者が決定し、異議申し立ては一切受付しません。
- ⑩ 販売上の禁止事項
①法規により禁止されている物品や周辺に危険・迷惑を及ぼす物品の販売。②その他主催者が不相当と認定した物品の販売。
- ⑪ 衛生・安全・環境対策
(1)衛生対策
食品販売及び飲食を伴う内容の出展をするものは、保健所へ出店に関する許可申請届出書等の事務手続きを行い保健衛生法等に遵守すること。
(2)安全対策
①危険物の持ち込みや使用は禁止。②発電機の手持込みは禁止。③火気(プロパンガスなど)を使用する場合、必ず消火器を用意すること。また、火元(コンロ)とガスボンベを2m以上離し、転倒防止対策を講ずること。④会場等に損害を与えた場合は、出店者の負担で原状回復すること。⑤盗難や販売上のトラブルは、出店者の責任で処理すること。
(3)環境対策
①出店者は、ゴミ箱を必ず設置すること。②出店者は、常に区画及びその周辺の清掃を行うこと。③残飯・容器・ゴミ等は、各自で必ず持ち帰ること。④汚水や洗浄水等を流さないこと。
- ⑫ 搬入搬出
①搬入搬出に使用する車両は原則1台とする。②前日搬入は、11月7日(金)13:00から17:00 ③当日搬入は、2日間とも7:00から8:30の間 ④搬出は2日間とも16:30以降(イベント終了後)
- ⑬ 駐車場
①駐車はすべて指定された場所へのみ駐車すること。②駐車時は主催者が発行する駐車許可証を掲示すること。③駐車は、原則1出店者1台とする。
- ⑭ その他
①主催者、保健所、消防署、警察署の指示に従わない者は、出店をお断りします。②荒天により催事が中止となることがあります。③会場内の給水所は指定された場所のみとなりますので、水を持ち込みいただくか譲り合ってください。
- ⑮ 事前説明会
①出店決定後、説明会を開催します。

募集要項の続き、お申込み・お問い合わせは、裏面をご確認ください